



青森県基本計画

「選ばれる青森」  
への挑戦

支え合い、共に生きる

# 児 童 相 談

2022

( 令和3年度実績 )

## 青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども女性相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室



# はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、本県の令和3年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は1,693件となりました。

国では、令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等について規定されました。

本県では、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。

法改正等に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも、皆様には一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、令和3年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、ご高覧いただき、児童相談所業務への一層のご理解、ご協力をいただければ幸いです。

令和5年3月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども女性相談総室  
青森県中央児童相談所長 葛西 広和

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県弘前児童相談所長 長内 かおる

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県八戸児童相談所長 細越 亜起子

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県五所川原児童相談所長 山内 一広

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県七戸児童相談所長 深堀 満

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県むつ児童相談所長 畑中 和則



# 目 次

## 第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況	1
2 管轄区域図	2
3 管内面積・人口（児童人口）	3
4 児童相談所の名称及び所在地	4
5 組織	5
6 沿革	8

## 第2 児童相談所の業務

1 相談業務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開	10
(3) 相談の状況	11
ア 養護相談	14
イ 障害相談	23
ウ 非行相談	24
エ 育成相談	25
2 判定業務	26
3 一時保護業務	29
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	29
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	31
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	34

## 第3 児童相談所の事業等

1 子ども虐待防止対策	38
(1) 被虐待児フォローアップ事業	38
(2) 子ども虐待ホットライン事業	39
(3) 児童相談所法律相談実施事業	40
(4) カウンセリング強化事業	41
(5) 虐待予防、早期発見のための研修会	41
2 市町村支援	42
(1) 市町村子ども家庭相談支援	42
(2) 要保護児童対策地域協議会支援	42

3	里親支援	43
(1)	里親制度普及啓発講演会	43
(2)	養育里親研修・養子縁組里親研修	43
4	精神発達精密健康診査事後指導	44
(1)	1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査事後指導	44
5	関係機関との連携状況	45
(1)	各種研修会への講師等の派遣	45
(2)	実習生、見学者の受け入れ	46

# 第1 児童相談所の概要





# 1 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

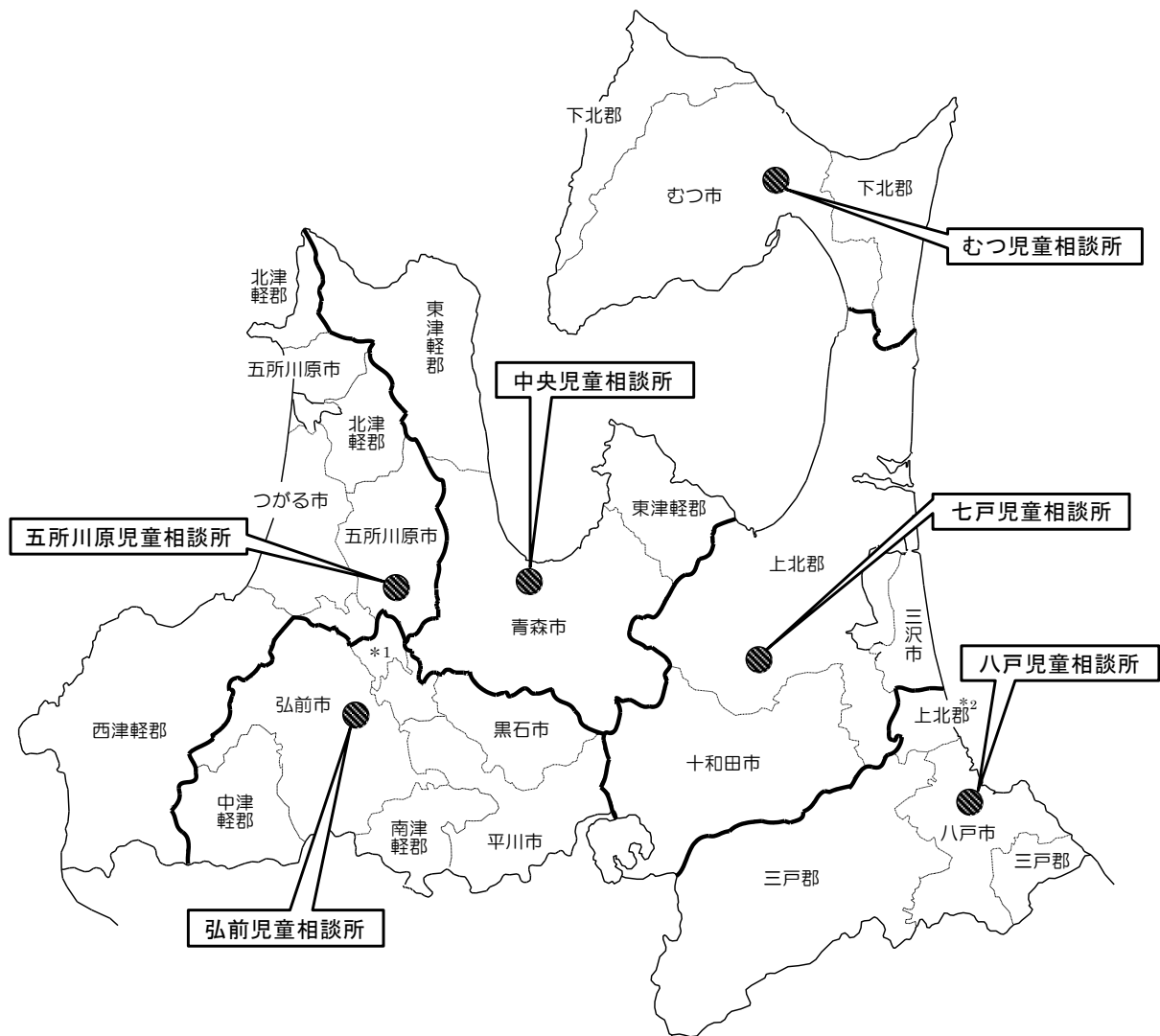
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,646km<sup>2</sup>、人口は1,221,288人、児童人口(18歳未満)は156,827人となっている。(R3.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

## 2 管轄区域図 (令和4年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町\*1は弘前児童相談所管内  
上北郡のうち、おいらせ町\*2は八戸児童相談所管内

### 3 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人) 〔R4.4.1〕 推計人口〕	R3.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.61	268,985	271,982	34,156	12.6
	東津軽郡	653.50	19,495	19,880	1,873	9.4
	計	1,478.11	288,480	291,862	36,029	12.3
弘前	弘前市	524.20	164,487	166,469	21,161	12.7
	黒石市	217.05	31,026	31,337	3,915	12.5
	平川市	346.01	30,076	30,283	4,021	13.3
	中津軽郡	246.02	1,224	1,244	168	13.5
	南津軽郡	223.06	29,760	30,051	3,798	12.6
	北津軽郡 (板柳町)	41.88	12,277	12,465	1,463	11.7
	計	1,598.22	268,850	271,849	34,526	12.7
八戸	八戸市	305.56	219,461	221,150	31,203	14.1
	上北郡 (おいらせ町)	71.96	24,220	24,335	4,039	16.6
	三戸郡	969.32	60,586	61,331	6,919	11.3
	計	1,346.84	304,267	306,816	42,161	13.7
五所川原	五所川原市	404.20	50,056	50,654	6,035	11.9
	つがる市	253.55	29,950	30,328	3,544	11.7
	西津軽郡	831.98	15,576	15,913	1,432	9.0
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.77	20,866	21,199	2,444	11.5
	計	1,752.50	116,448	118,094	13,455	11.4
七戸	十和田市	725.65	59,094	59,686	7,868	13.2
	三沢市	119.87	38,065	38,666	5,917	15.3
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,208.36	66,729	67,547	8,441	12.5
	計	2,053.88	163,888	165,899	22,226	13.4
むつ	むつ市	864.20	52,074	53,133	6,831	12.9
	下北郡	551.87	13,413	13,635	1,599	11.7
	計	1,416.07	65,487	66,768	8,430	12.6
合計		9,645.62	1,207,420	1,221,288	156,827	12.8

(注1) 総面積は令和3年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

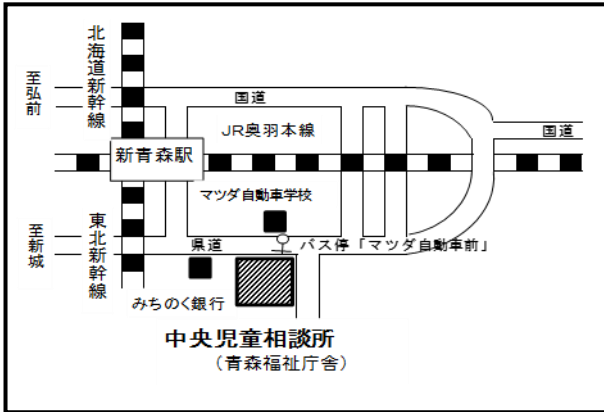
(注2) 人口は令和3年10月1日現在及び令和4年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

## 4 児童相談所の名称及び所在地

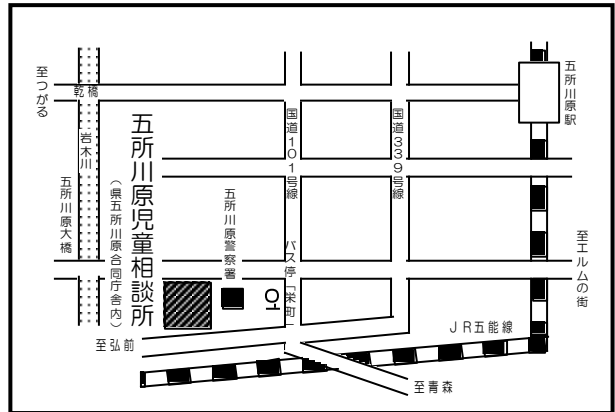
### 中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1  
 TEL (017) 781-9744  
 FAX (017) 781-4175



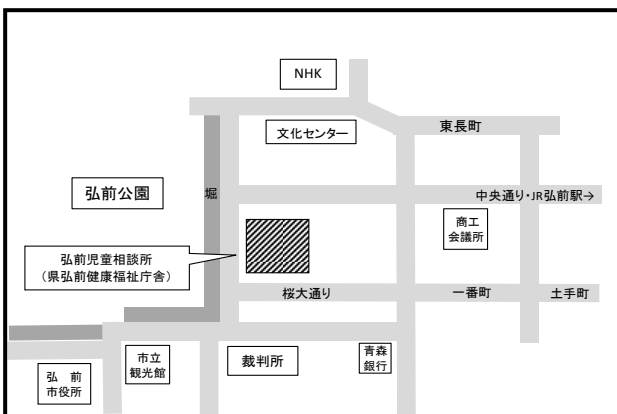
### 五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10  
 TEL (0173) 38-1555  
 FAX (0173) 38-4637



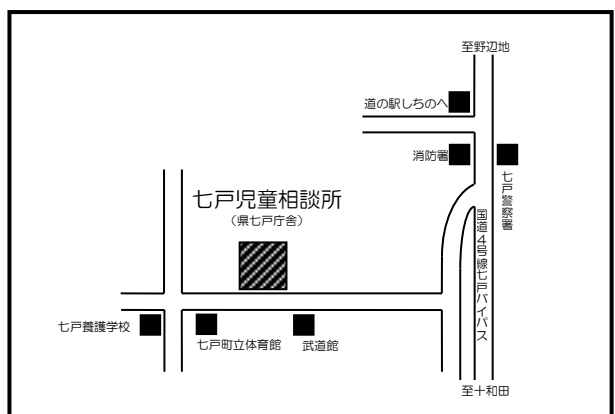
### 弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2  
 TEL (0172) 36-7474  
 FAX (0172) 36-8726



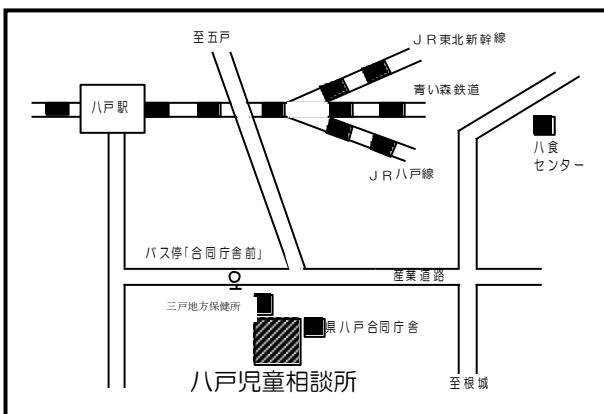
### 七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1  
 TEL (0176) 60-8086  
 FAX (0176) 60-8087



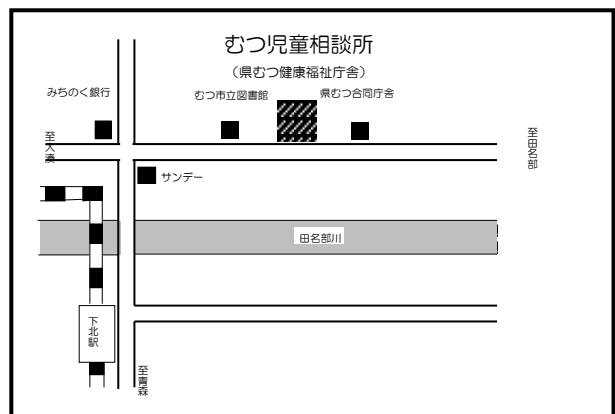
### 八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7  
 TEL (0178) 27-2271  
 FAX (0178) 27-2627



### むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目 3-33  
 TEL (0175) 23-5975  
 FAX (0175) 23-5982

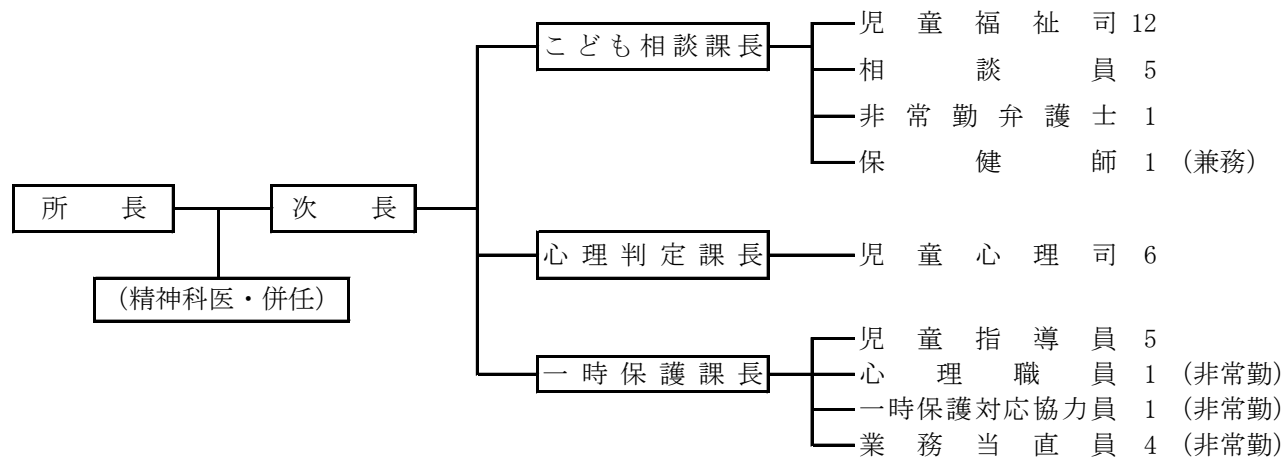


# 5 組 織

R4. 4. 1現在

## 【東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室】

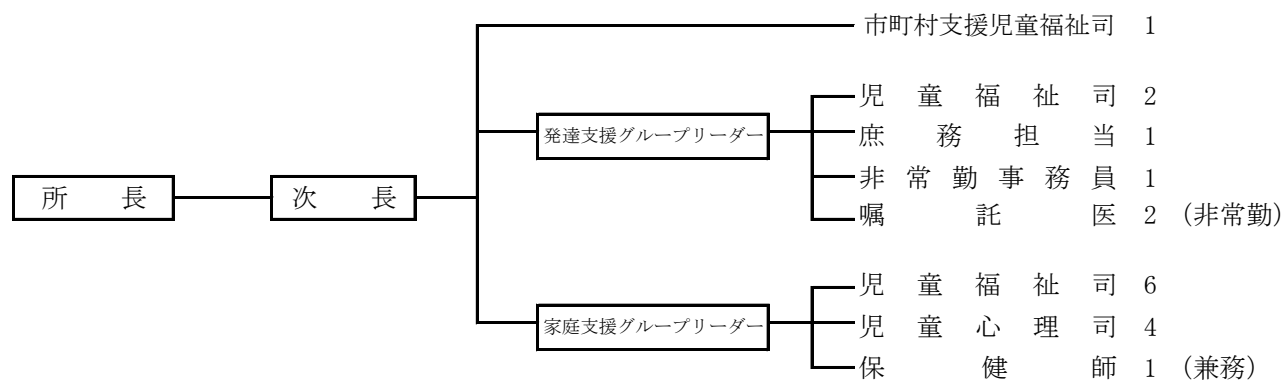
### 中央児童相談所



計 42 (うち非常勤7、併任1)

## 【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

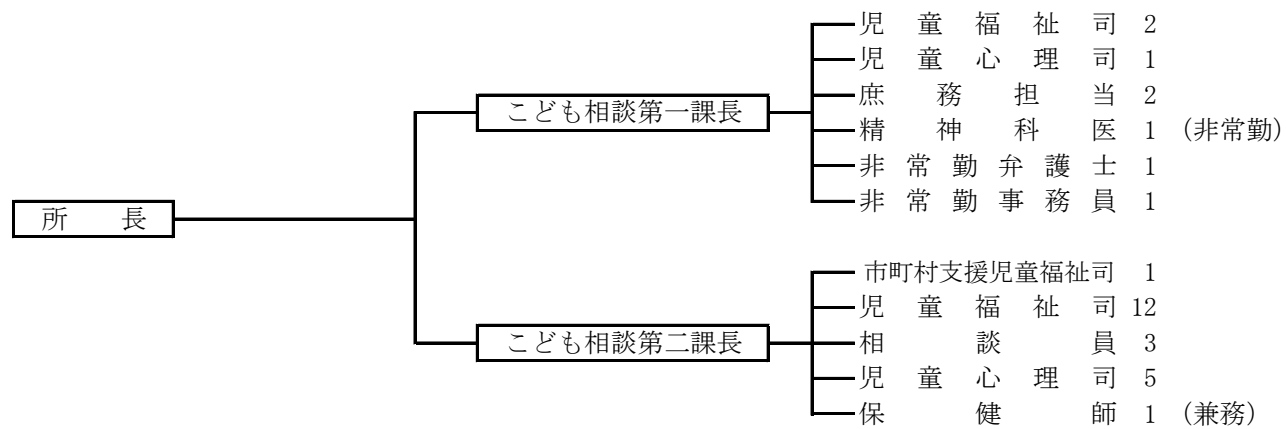
### 弘前児童相談所



計 20 (うち非常勤3)

【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

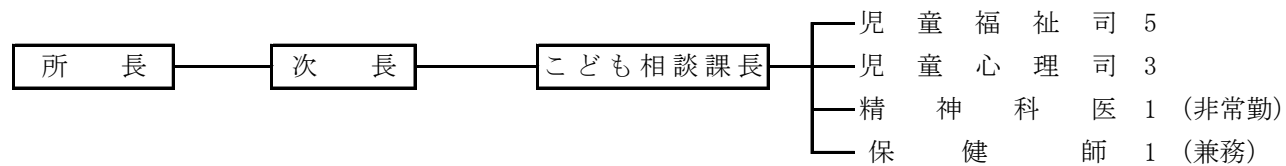
八戸児童相談所



計 33 (うち非常勤3)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

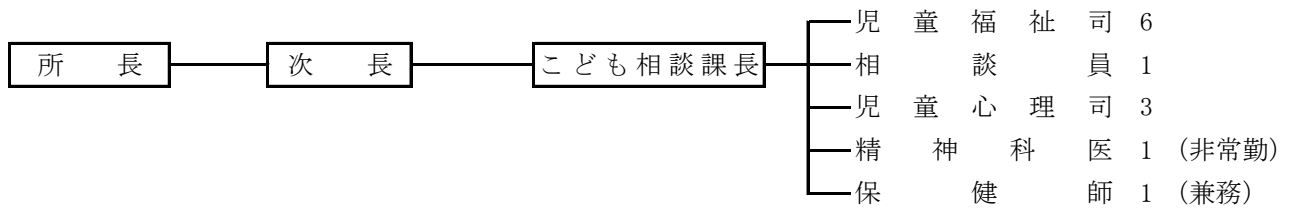
五所川原児童相談所



計 13 (うち非常勤1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

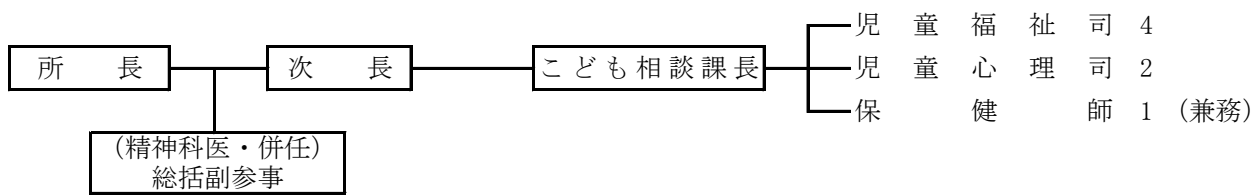
七戸児童相談所



計 15 (うち非常勤 1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計 11 (うち併任1)

## 6 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江ー青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
27	3月 弘前児童相談所新築移転（弘前市下白銀町ー県弘前健康福祉庁舎内）
28	4月 むつ児童相談所移転（むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内）
令和 3	4月 八戸児童相談所は次長制廃止し、「こども相談第一課」「こども相談第二課」の二課制となる。



## 第2 児童相談所の業務

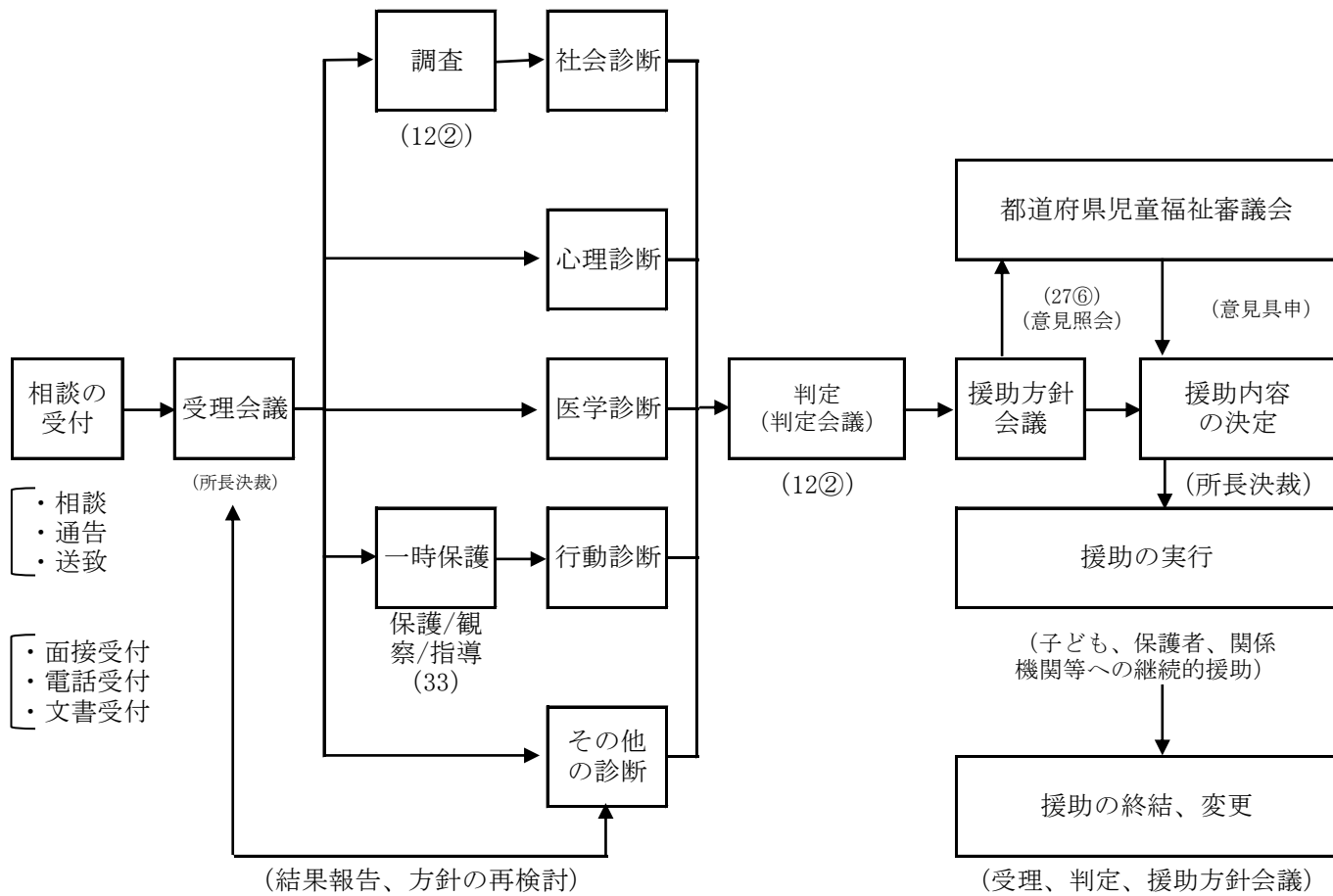


# 1 相談業務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	1. 児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非行相談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3) 相談の状況

#### ①相談種類別受付状況

令和3年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は4,746件で令和2年度の4,518件に比べ228件増(前年度比105%)となった。

増加した相談種別は、養護(その他)相談(64件増)、保健相談(1件増)、肢体不自由相談(5件増)、視聴覚障害相談(1件増)、重症心身障害相談(3件増)、知的障害相談(262件増)、発達障害相談(2件増)、ぐ犯行為相談(4件増)、触法行為相談(10件増)、不登校相談(5件増)となっている。

減少した相談種別は、養護(虐待)相談(54件減)、言語発達障害相談(11件減)、性格行動相談(21件減)、適性相談(8件減)、育児・しつけ相談(1件減)、その他相談(34件減)となっている。

相談種類別では、虐待相談を含む養護相談が2,402件で50.6%(前年度比 100.4%)、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,757件で全体の37.0%(前年度比 117.5%)、非行相談が79件で1.7%(前年度比 121.5%)、性格行動相談等の育成相談が363件で7.6%(前年度比 93.6%)、その他の相談が144件で3.0%(前年度比 80.9%)、となっている。

表1 相談種類別児童受付数

相談種類	養護		保	障					非				行			成	そ	計
	児	そ		肢	視	言	重	知	発	ぐ	触	性	不	適	育			
児童虐待	待	他	体	聴	語	症	的	達	犯	法	格	登	性	児	他			
年度																		
%																		
中央	2	507	123		2		5		260	11	8	8	81	10	22	13	61	1,111
	(%)	(45.6)	(11.1)		(0.2)		(0.5)		(23.4)	(1.0)	(0.7)	(0.7)	(7.3)	(0.9)	(2.0)	(1.2)	(5.5)	(100.0)
弘前	3	457	284	1	4	1		3	358	13	27	6	79	18	23	8	64	1,346
	(%)	(34.0)	(21.1)	(0.1)	(0.3)	(0.1)		(0.2)	(26.6)	(1.0)	(2.0)	(0.4)	(5.9)	(1.3)	(1.7)	(0.6)	(4.8)	(100.0)
八戸	2	285	160				1	1	254	21	12	3	67	6	6	6	37	859
	(%)	(33.2)	(18.6)				(0.1)	(0.1)	(29.6)	(2.4)	(1.4)	(0.3)	(7.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(4.3)	(100.0)
五所川原	3	280	87				2		317	22	7	9	44	7	2	13	41	831
	(%)	(33.7)	(10.5)				(0.2)		(38.1)	(2.6)	(0.8)	(1.1)	(5.3)	(0.8)	(0.2)	(1.6)	(4.9)	(100.0)
七戸	2	579	232		20	1	4	10	457	6	12	9	56	15	42	3	65	1,511
	(%)	(38.3)	(15.4)		(1.3)	(0.1)	(0.3)	(0.7)	(30.2)	(0.4)	(0.8)	(0.6)	(3.7)	(1.0)	(2.8)	(0.2)	(4.3)	(100.0)
むつ	3	574	195		25	1		11	436	1	4	10	44	4	40		15	1,360
	(%)	(42.2)	(14.3)		(1.8)	(0.1)		(0.8)	(32.1)	(0.1)	(0.3)	(0.7)	(3.2)	(0.3)	(2.9)		(1.1)	(100.0)
七戸	2	90	50		3		2	2	130	19	2		16	8			8	330
	(%)	(27.3)	(15.2)		(0.9)		(0.6)	(0.6)	(39.4)	(5.8)	(0.6)		(4.8)	(2.4)			(2.4)	(100.0)
むつ	3	106	53		3			1	151	15	2	4	29	13			12	389
	(%)	(27.2)	(13.6)		(0.8)			(0.3)	(38.8)	(3.9)	(0.5)	(1.0)	(7.5)	(3.3)			(3.1)	(100.0)
七戸	2	201	54		8			5	156	3	8	1	17	1	11		4	469
	(%)	(42.9)	(11.5)		(1.7)			(1.1)	(33.3)	(0.6)	(1.7)	(0.2)	(3.6)	(0.2)	(2.3)		(0.9)	(100.0)
むつ	3	192	53		7			4	199		8	1	14		7		4	489
	(%)	(39.3)	(10.8)		(1.4)			(0.8)	(40.7)		(1.6)	(0.2)	(2.9)		(1.4)		(0.8)	(100.0)
合計	2	88	23		3		1		110		2		5		3		3	238
	(%)	(37.0)	(9.7)		(1.3)		(0.4)		(46.2)		(0.8)		(2.1)		(1.3)		(1.3)	(100.0)
合計	3	87	34		2			2	168	11		1	11	3	4		8	331
	(%)	(26.3)	(10.3)		(0.6)			(0.6)	(50.8)	(3.3)		(0.3)	(3.3)	(0.9)	(1.2)		(2.4)	(100.0)
合計	2	1,750	642		36	1	13	18	1,367	60	44	21	242	40	84	22	178	4,518
	(%)	(38.7)	(14.2)		(0.8)	(0.0)	(0.3)	(0.4)	(30.3)	(1.3)	(1.0)	(0.5)	(5.4)	(0.9)	(1.9)	(0.5)	(3.9)	(100.0)
合計	3	1,696	706	1	41	2	2	21	1,629	62	48	31	221	45	76	21	144	4,746
	(%)	(35.7)	(14.9)	(0.0)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(34.3)	(1.3)	(1.0)	(0.7)	(4.7)	(0.9)	(1.6)	(0.4)	(3.0)	(100.0)

(注)割合は四捨五入したものであり、合計値が100%にならない場合がある。

## ②相談経路別受付状況

相談の経路別の受付状況は、表2のとおりである。家族・親戚からの相談が2,011件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が871件、都道府県からの相談が350件等となっている。

表2 相談経路別児童受付数

児相	受付経路	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所（県・市）	児童福祉施設・保育所	児童家庭支援センター・認定こども園	警察・家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	年度%														
中央	2	74	19	56	35	3	224	13	126	4	444	91	22	22	1,133
	(%)	(6.5)	(1.7)	(4.9)	(3.1)	(0.3)	(19.8)	(1.1)	(11.1)	(0.4)	(39.2)	(8.0)	(1.9)	(1.9)	(100.0)
弘前	3	91	44	44	45	10	253	9	113	15	514	150	22	36	1,346
	(%)	(6.8)	(3.3)	(3.3)	(3.3)	(0.7)	(18.8)	(0.7)	(8.4)	(1.1)	(38.2)	(11.1)	(1.6)	(2.7)	(100.0)
八戸	2	68	10	61	22		201	9	64	5	331	66	9	27	873
	(%)	(7.8)	(1.1)	(7.0)	(2.5)		(23.0)	(1.0)	(7.3)	(0.6)	(37.9)	(7.6)	(1.0)	(3.1)	(100.0)
五所川原	3	56	54	45	14	2	174	13	53		330	40	9	41	831
	(%)	(6.7)	(6.5)	(5.4)	(1.7)	(0.2)	(20.9)	(1.6)	(6.4)		(39.7)	(4.8)	(1.1)	(4.9)	(100.0)
七戸	2	124	71	9	63	5	212	35	119	11	672	97	16	77	1,511
	(%)	(8.2)	(4.7)	(0.6)	(4.2)	(0.3)	(14.0)	(2.3)	(7.9)	(0.7)	(44.5)	(6.4)	(1.1)	(5.1)	(100.0)
むつ	3	92	57	11	47	4	226	22	114	9	619	113	14	32	1,360
	(%)	(6.8)	(4.2)	(0.8)	(3.5)	(0.3)	(16.6)	(1.6)	(8.4)	(0.7)	(45.5)	(8.3)	(1.0)	(2.4)	(100.0)
むつ	2	49	26	15	11		42	4	40	6	126	6	5	2	332
	(%)	(14.8)	(7.8)	(4.5)	(3.3)		(12.7)	(1.2)	(12.0)	(1.8)	(38.0)	(1.8)	(1.5)	(0.6)	(100.0)
むつ	3	36	17	7	14	1	81	9	18	2	190	5	4	5	389
	(%)	(9.3)	(4.4)	(1.8)	(3.6)	(0.3)	(20.8)	(2.3)	(4.6)	(0.5)	(48.8)	(1.3)	(1.0)	(1.3)	(100.0)
むつ	2	61	16	44	42	3	70	2	24	4	163	30	5	5	469
	(%)	(13.0)	(3.4)	(9.4)	(9.0)	(0.6)	(14.9)	(0.4)	(5.1)	(0.9)	(34.8)	(6.4)	(1.1)	(1.1)	(100.0)
むつ	3	42	16	54	36	3	94	10	17	8	184	14	8	3	489
	(%)	(8.6)	(3.3)	(11.0)	(7.4)	(0.6)	(19.2)	(2.0)	(3.5)	(1.6)	(37.6)	(2.9)	(1.6)	(0.6)	(100.0)
むつ	2	29	5	8	16		47	1	7	1	100	20	2	2	238
	(%)	(12.2)	(2.1)	(3.4)	(6.7)		(19.7)	(0.4)	(2.9)	(0.4)	(42.0)	(8.4)	(0.8)	(0.8)	(100.0)
むつ	3	33	8	12	11		43	5	29		174	11	3	2	331
	(%)	(10.0)	(2.4)	(3.6)	(3.3)		(13.0)	(1.5)	(8.8)		(52.6)	(3.3)	(0.9)	(0.6)	(100.0)
合計	2	405	147	193	189	11	796	64	380	31	1,836	310	59	135	4,556
	(%)	(8.9)	(3.2)	(4.2)	(4.1)	(0.2)	(17.5)	(1.4)	(8.3)	(0.7)	(40.3)	(6.8)	(1.3)	(3.0)	(100.0)
合計	3	350	196	173	167	20	871	68	344	34	2,011	333	60	119	4,746
	(%)	(7.4)	(4.1)	(3.6)	(3.5)	(0.4)	(18.4)	(1.4)	(7.2)	(0.7)	(42.4)	(7.0)	(1.3)	(2.5)	(100.0)

表1と表2の合計数に誤差が生じるのは、表1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、表2は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

### ③相談処理状況

令和3年度中に措置・処理した件数は5,044件である。助言指導で処理をしたものが3,901件で77.3%を占め、次いでそのほかが563件、児童福祉司指導が146件、市町村送致が120件、障害児施設等への利用契約が107件などとなっている。

表3 相談処理件数

児相 年度%	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 27・1・4 による 家庭 裁判 所送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
	中央	2 (%)	979 (84.0)	8 (0.7)	7 (0.6)	46 (3.9)		5 (0.4)		14 (1.2)		4 (0.3)		4 (0.3)	99 (8.5)
	3 (%)	1,097 (80.4)	21 (1.5)	6 (0.4)	36 (2.6)	5 (0.4)	9 (0.7)		21 (1.5)		5 (0.4)	1 (0.1)	7 (0.5)	157 (11.5)	1,365 (100.0)
弘前	2 (%)	691 (79.2)	15 (1.7)	1 (0.1)	5 (0.6)	40 (4.6)	1 (0.1)		14 (1.6)			1 (0.1)	5 (0.6)	99 (11.4)	872 (100.0)
	3 (%)	657 (77.2)	8 (0.9)	5 (0.6)	9 (1.1)	32 (3.8)			8 (0.9)		3 (0.4)			129 (15.2)	851 (100.0)
八戸	2 (%)	1,165 (76.3)	16 (1.0)	6 (0.4)	30 (2.0)	35 (2.3)	18 (1.2)		30 (2.0)		17 (1.1)		37 (2.4)	173 (11.3)	1,527 (100.0)
	3 (%)	1,259 (76.8)	18 (1.1)	2 (0.1)	69 (4.2)	73 (4.5)	6 (0.4)		23 (1.4)		17 (1.0)		40 (2.4)	132 (8.1)	1,639 (100.0)
五所川原	2 (%)	233 (68.3)	2 (0.6)	2 (0.6)	12 (3.5)	2 (0.6)			15 (4.4)		3 (0.9)		7 (2.1)	65 (19.1)	341 (100.0)
	3 (%)	285 (74.6)	3 (0.8)	6 (1.6)	5 (1.3)				1 (0.3)		1 (0.3)		13 (3.4)	68 (17.8)	382 (100.0)
七戸	2 (%)	362 (77.2)	8 (1.7)	2 (0.4)	9 (1.9)		8 (1.7)		12 (2.6)		5 (1.1)		19 (4.1)	44 (9.4)	469 (100.0)
	3 (%)	355 (73.3)	4 (0.8)		14 (2.9)	5 (1.0)	9 (1.9)		16 (3.3)		5 (1.0)		31 (6.4)	45 (9.3)	484 (100.0)
むつ	2 (%)	180 (74.1)	10 (4.1)		8 (3.3)	5 (2.1)			2 (0.8)		1 (0.4)		11 (4.5)	26 (10.7)	243 (100.0)
	3 (%)	248 (76.8)	5 (1.5)	1 (0.3)	13 (4.0)	5 (1.5)			2 (0.6)		1 (0.3)		16 (5.0)	32 (9.9)	323 (100.0)
合計	2 (%)	3,610 (78.2)	59 (1.3)	18 (0.4)	110 (2.4)	82 (1.8)	32 (0.7)		87 (1.9)		30 (0.6)	1 (0.0)	83 (1.8)	506 (11.0)	4,618 (100.0)
	3 (%)	3,901 (77.3)	59 (1.2)	20 (0.4)	146 (2.9)	120 (2.4)	24 (0.5)		71 (1.4)		32 (0.6)	1 (0.0)	107 (2.1)	563 (11.2)	5,044 (100.0)

表3の措置・処理件数の中には、令和3年度未処理のものは含まれていない。

## ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表4のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が96.7%（前年度比127.6%）を占めている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	家出	死亡	離婚	傷病	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所		2		3	35	21	2	63
里親委託		1		1	7	19		28
面接指導			1	34	1,460	576	24	2,095
その他	1			4	191	115	10	321
計 (%)	1	3 (0.1)	1	42 (1.7)	1,693 (67.5)	731 (29.2)	36 (1.4)	2,507 (100.0)

### (ア) 虐待関係

虐待相談処理状況は、下記のとおりである。

表5 虐待相談処理（対応）件数

年度	児相 中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成31年度	519	252	492	113	156	88	1,620
令和2年度	501 (7)	275	580	100 (4)	201 (1)	92	1,749 (12)
令和3年度	477	283	580	93	181	79	1,693

注：（ ）は電話相談再掲

図1 虐待相談処理件数の推移

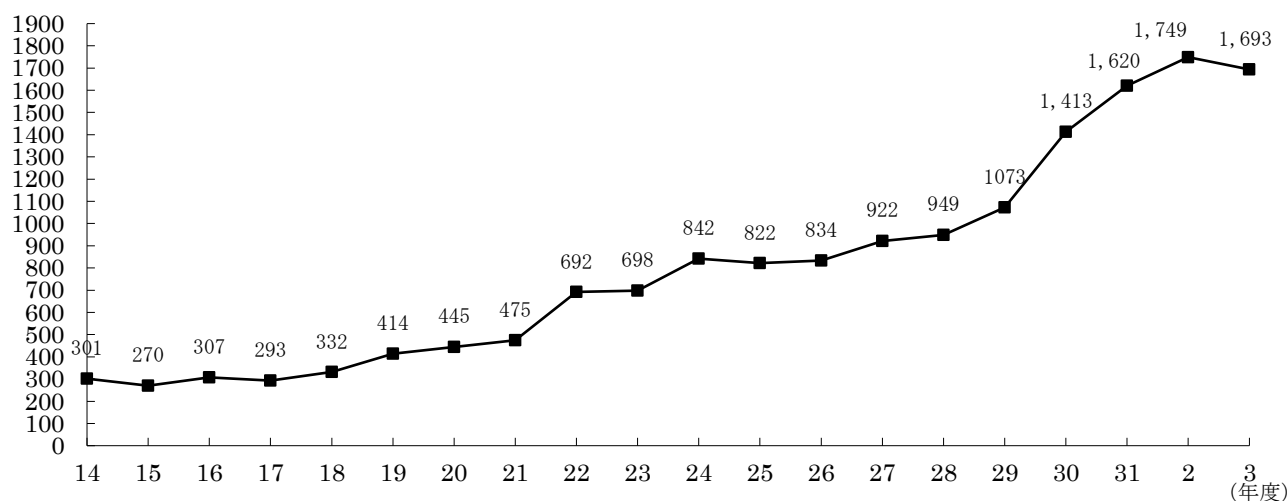




表6 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	31		121		288	110	519
	R2		144	10 (1)	241	106 (6)	501 (7)
	R3		115	4	266	92	477
弘 前	31		58	1	168	25	252
	R2		46	1	200	28	275
	R3		61	7	184	31	283
八 戸	31		126		251	115	492
	R2		135	3	318	124	580
	R3		141	3	299	137	580
五所川原	31		29		61	23	113
	R2		21 (1)		69 (3)	10	100 (4)
	R3		26		59	8	93
七 戸	31		49	1	72	34	156
	R2		62	2	107 (1)	30	201 (1)
	R3		45		90	46	181
む つ	31		25		52	11	88
	R2		39		40	13	92
	R3		29	5	29	16	79
計	31		408	2	892	318	1,620
	R2		447 (1)	16 (1)	975 (4)	311 (6)	1,749 (12)
	R3		417	19	927	330	1,693

注：（ ）は電話相談の再掲

表7 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容 年齢	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	合計
令和2年度	0～3歳未満	53		232	61	346
	3～5歳	73	3	213	65	354
	6～11歳	177	4	312	102	595
	12～14歳	84	8	121	52	265
	15～17歳	59	1	96	31	187
	その他	1		1		2
	計		447	16	975	311
令和3年度	0～3歳未満	29	1	178	50	258
	3～5歳	77		204	65	346
	6～11歳	151	7	301	117	576
	12～14歳	97	5	116	63	281
	15～17歳	63	5	120	35	223
	その他	1		8		9
	計		418	18	927	330

注：（ ）は電話相談の再掲

表8 虐待通告相談通告経路

児相	経路	家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	都 道 府 県	市 町 村 ・ 児 童 委 員	福 祉 事 務 所	児 童 福 祉 施 設 等	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー ・ 認 定 こ じ も 園	警 察 等	保 健 所 ・ 医 療 機 関	学 校 等	里 親	そ の 他	計	虐 待 者 本 人 ( 再 掲)
	年度																
中央	2	69	5	54	15	13	13	5	16	1	201	11	96		2	501	21
	3	36	8	49	8	18	16		8	5	231	1	88		9	477	12
弘前	2	10	1	37		13		1	9		179	5	20			275	4
	3	15	2	30	5	14	13	1	3	2	161	7	28		2	283	5
八戸	2	85	17	51	6	30	29	10	10	15	194	19	88		26	580	22
	3	67	17	61	9	14	34	7	17	3	206	19	110		16	580	48
五所川原	2	1	2	4	5	7		4	4		49	3	21			100	1
	3	7		2	1	8			5		50	7	13			93	2
七戸	2	23	5	30	3	28	2	13	2	5	61	2	23		4	201	2
	3	23	5	15	5	10	1	18		1	82	6	13		2	181	11
むつ	2	17		15	1	8	1				46		4			92	12
	3	4	8	5		8	1		2		37	5	9			79	
合計	2	205	30	191	30	99	45	33	41	21	730	40	252		32	1,749	62
	3	152	40	162	28	72	65	26	35	11	767	45	261		29	1,693	78

注:( )内は電話相談の再掲

表9 虐待者について

虐待者 児相 年度	実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計	両 親 (再 掲)
	中央	2 188	26 26	268 268	5 5	5 5	7 7	2 2		501
	3 229	29 29	204 204	3 3			12 12		477	
弘前	2 158	16 16	99 99				2 2		275	68
	3 133	19 19	126 126				5 5		283	
八戸	2 252	21 21	303 303			2 2		2 2	580	40
	3 257	23 23	297 297	2 2			1 1		580	
五所川原	2 52	5 5	41 41		1 1		1 1		100	20
	3 43	2 2	38 38				10 10		93	
七戸	2 82	13 13	104 104		2 2				201	32
	3 75	14 14	85 85	1 1			6 6		181	
むつ	2 36	7 7	48 48			1 1			92	10
	3 35	5 5	37 37				2 2		79	
合計	2 768	88 88	863 863	5 5	8 8	10 10	5 5	2 2	1,749	214
	3 772	92 92	787 787	6 6			36 36		1,693	

注:( )内は電話相談の再掲

表10 虐待相談処理状況

児相	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 等 入 所	里 親 委 託	指 導 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他	計
	年度										
中央	2	435		3	40	9	1			13	501
	3	422	3	2	15	14	1		5	15	477
弘前	2	222	1		3	4			41	4	275
	3	233	2	3	8	2			32	3	283
八戸	2	461	6	6	22	13	6		35	31	580
	3	429	3	2	50	9	4		73	10	580
五所川原	2	85	1	1	7		2		2	2	100
	3	82			3		1			7	93
七戸	2	177		2	6	7	2			7	201
	3	155	1		2	10		2	5	6	181
むつ	2	71	9		3	2			5	2	92
	3	61	2		10		1		5		79
合計	2	1,451	17	12	81	35	11		83	59	1,749
	3	1,382	11	7	88	35	7	2	120	41	1,693

注:( )内は電話相談の再掲  
 その他は、福祉事務所送致等

## (イ) 里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

### a 里親委託

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

里親及び委託児童の状況は表11のとおりである(前年度登録里親数 135、委託里子数66)。

表11 里親登録・児童委託の状況 (令和4年4月1日現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	受託率 (%)	
中 央	38	13	34.2	35
弘 前	29	6	20.7	6
八 戸	42	16	38.1	21
五 所 川 原	11	5	45.5	8
七 戸	22	4	18.2	9
む つ	9	1	11.1	1
計	151	45	29.8	80

### b 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適當であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

ファミリーホーム委託児童の状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況 (令和4年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所 (年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	4	24	3				13	
弘 前								
八 戸	2	12	3		1		16	
五 所 川 原								
七 戸	3	18	2		3		13	
む つ	1	6	1				9	
計	10	60	9		4		51	

### (参考)里親等委託率 (令和4年3月末現在)

$$= \frac{\text{里親委託児童数(62人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(51人)}}{\text{乳児院入所児童(18人)} + \text{養護施設入所児童(218人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(106人)}} = 33.0\%$$

## (ウ) 法的対応の状況

### a 嘱託弁護士の法律相談実施状況

平成29年度から中央児童相談所に令和2年度からは八戸児童相談所にも嘱託弁護士が配置され、虐待相談等において法的対応が必要となった場合に、県内各児童相談所からの相談等に対応している。

嘱託弁護士の法律相談への対応状況は、表13のとおりである。

表13 嘱託弁護士の法律相談実施状況

嘱託弁護士	児相	相談回数	内容	
中央	中央	1	親権関係	
		2	無戸籍関係	
		1	養親組関係	
		1	未成年後見人関係	
		1	保護者の対応関係	
		4	その他	
	弘前	1	法第28条関係	
		2	親権関係	
		1	未成年後見人関係	
		3	保護者の対応関係	
		1	養子縁組関係	
	八戸	1	その他	
	むつ	1	法第28条関係	
		2	保護者の対応関係	
		2	その他	
	八戸	八戸	6	法第28条関係
			1	親権関係
1			未成年後見人関係	
4			保護者の対応関係	
4			養子縁組関係	
3			その他	
七戸		1	法第28条関係	
		2	養子縁組関係	

### b 家事審判の申立状況

児童福祉法第28条（親権者の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び親権停止・親権喪失、後見人の選任・解任に係る申立状況は表14のとおりである。

表14 家事審判の申立状況

		28条関係	親権関係	後見人関係
弘前	請求件数			2
	承認件数			2
	却下・取下件数			
八戸	請求件数	1		
	承認件数	1		
	却下・取下件数			
七戸	請求件数			
	承認件数	1		
	却下・取下件数			

### c 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全確認の実施状況は表15のとおりである。

表15 虐待防止法等に基づく安全確認の実施状況

出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	親権喪失審判等	面会制限等	住所情報制限
	1		3			



## イ 障害相談

障害相談は、前年度の1,498件に比べ259件の増加となっている。最も多いのは、愛護手帳の判定も含む「知的障害」の1,629件で、障害相談全体の92.7%を占め、次いで「発達障害」62件、「肢体不自由」41件と続いている。

表16 障害相談受付件数

児相	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
中央	4	1		3	358	13	379
弘前			2		317	22	341
八戸	25	1		11	436	1	474
五所川原	3			1	151	15	170
七戸	7			4	199		210
むつ	2			2	168	11	183
計	41	2	2	21	1,629	62	1,757

図2 障害相談の受付件数の推移

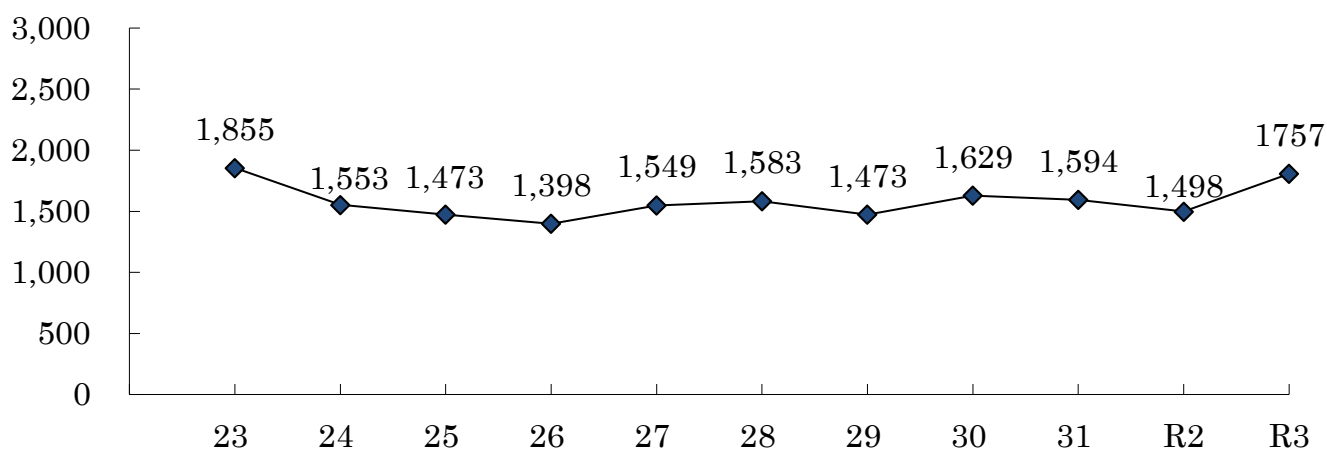


表17 障害児施設別利用状況

(令和4年4月1日現在)

施設種別 児相	福（知的障害児入所施設）	福（自閉症児入所施設）	福（障害盲児入所施設）	福（ろうあ児入所施設）	福（肢体不自由児入所施設）	医（肢体不自由児入所施設）	医（重症心身障害児入所施設）	指（重症心身障害児機関）	合計
中央	2				2			3	7
弘前	2							6	8
八戸	18					8	9	1	36
五所川原	5							4	9
七戸	20					2	1	4	27
むつ	10					1	4		15
合計	57				2	11	14	18	102

## ウ 非行相談

非行相談は前年度の65件に比べ14件の増加となっており、多くを占めるのは「家出・浮浪」及び「自家金銭持出」である。なお、これらの件数は主たる問題行動を1件として計上しているものであるが、通常は複数の問題行動が重なりあっていることが多い。

表18 非行相談受付件数

児相	ぐ犯行為等	触法行為等	計
中 央	27	6	33
弘 前	7	9	16
八 戸	4	10	14
五所川原	2	4	6
七 戸	8	1	9
む つ		1	1
計	48	31	79

図3 非行相談の受付件数の推移

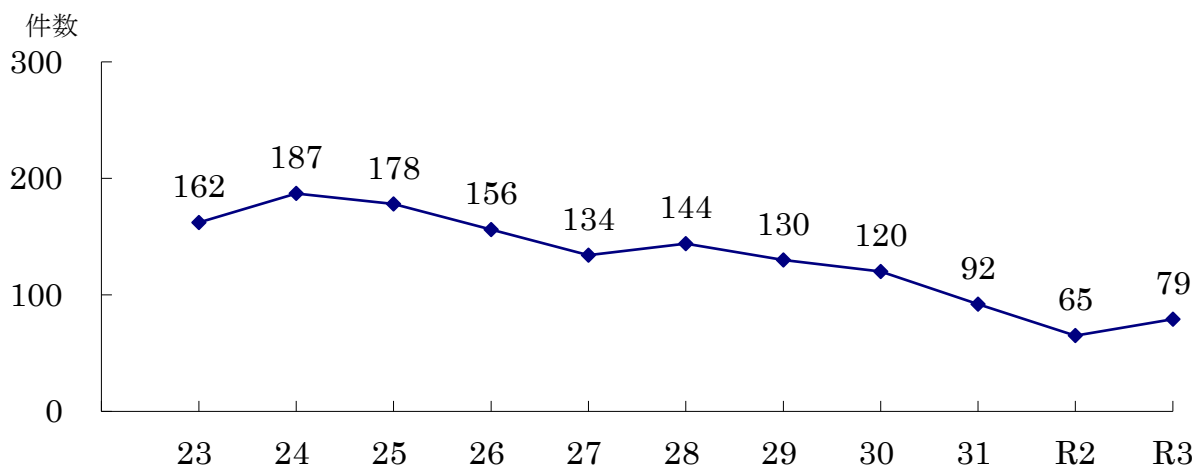


表19 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処 理	ぐ犯行為等相談								触法行為等相談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所							1	1					2
助 言 指 導	3		1	10	8		6	7	10	2	1	3	51
継 続 指 導	1				2		1	1				1	6
児童福祉司指導							2		1	1			4
そ の 他	2			3	2			1	1			3	12
計	6		1	13	12		10	10	12	3	1	7	75

## エ 育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は表20のとおりで、前年度の388件に比べ15件の減少となっている。最も多いのは「性格行動」の221件で育成相談全体の60.8%を占め、次いで「適性」の76件、「不登校」の45件と続いている。

表20 育成相談受付件数

児相	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
中 央	79	18	23	8	128
弘 前	44	7	2	13	66
八 戸	44	4	40		88
五 所 川 原	29	13			42
七 戸	14		7		21
む つ	11	3	4		18
計	221	45	76	21	363

図4 性格行動受付件数の推移

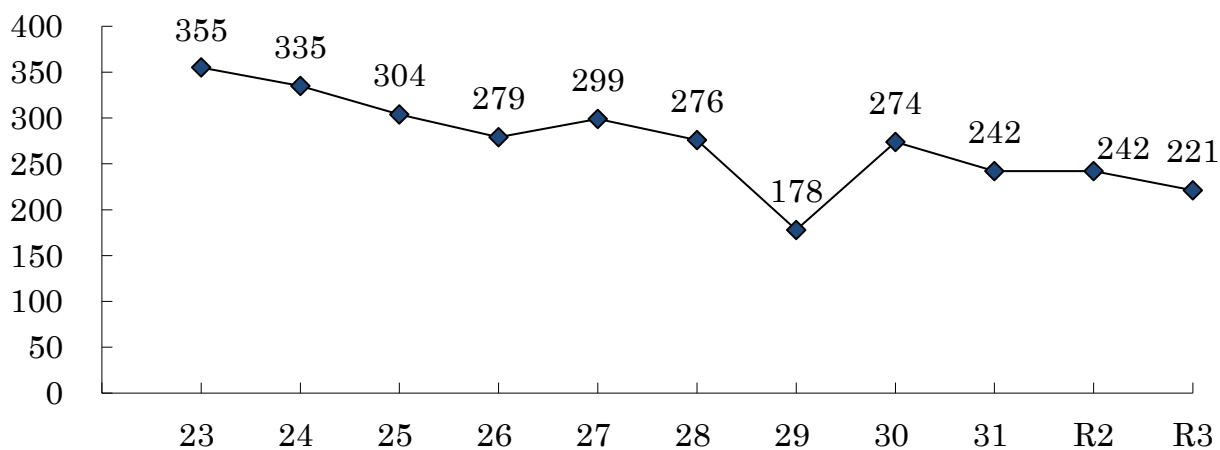
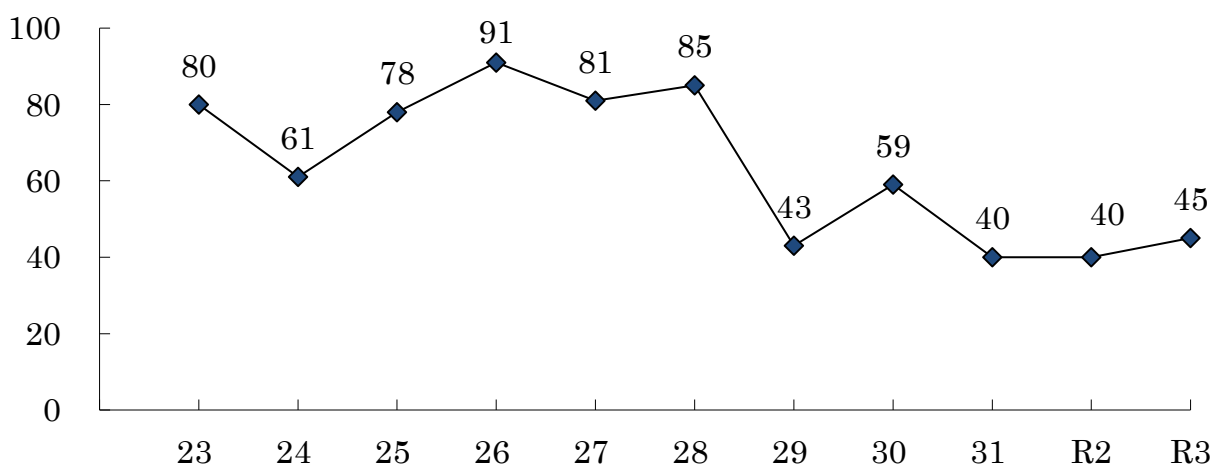


図5 不登校受付件数の推移



## 2 判定業務

相談種類別の判定実施件数は1,165件で、前年度に比べ98件の増加となっている。相談件数に対する判定実施の割合は23.1%（前年度 23.6%）となっている。判定実施件数を相談種類別でみると、「知的障害相談」、「養護相談」、「性格行動相談」、「適性相談」の順になっている。

医学的診断指導は前年度に比べ53件増加し、心理診断指導は198件増加となっている。

表21 相談種類別判定実施件数

相談種類	年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
中央	2	35				2		167	5	1	4	18		6			238
	3	37						195		1	2	12		12			259
弘前	2	24						157	6	6	1	13	3	7			217
	3	25						184	9	4	5	10	1	7			245
八戸	2	39				1		234	1	2		12	1	18			308
	3	27						233		2	2	14	2	8			288
五所川原	2	14				8		72	17			3		1			115
	3	32				1		90	8	2	3	13	1	1			151
七戸	2	9						98		2		1		6			116
	3	15						113			1	4		4			137
むつ	2	6						62				2		3			73
	3	9						68	2			2		4			85
合計	2	127				11		790	29	11	5	49	4	41			1,067
	3	145				1		883	19	9	13	55	4	36			1,165

表22 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・ 観察・ 指導	計	
中 央	児 童	65	156	79	300	205	82	52	16	273	628
	保 護 者	62			62				4	268	272
	そ の 他	12			12					32	32
弘 前	児 童	86			86	187	123	58	25	351	744
	保 護 者	89			89					336	336
	そ の 他	15			15				1	78	79
八 戸	児 童	130			130	244	65	74	23	313	719
	保 護 者	147			147				6	298	304
	そ の 他	7			7					52	52
五 所 川 原	児 童	46			46	107	46	35	20	166	374
	保 護 者	49			49	1				179	180
	そ の 他	2			2	1				78	79
七 戸	児 童	53			53	106	38	26		198	368
	保 護 者	55			55					176	176
	そ の 他	15			15					37	37
む つ	児 童	19		2	21	45	18	18	1	60	142
	保 護 者	21			21					52	52
	そ の 他									2	2
合 計	児 童	399	156	81	636	894	372	263	85	1,361	2,975
	保 護 者	423			423	1			10	1,309	1,320
	そ の 他	51			51	1			1	279	281
	計	873	156	81	1,110	896	372	263	96	2,949	4,576

図6 判定実施件数の推移

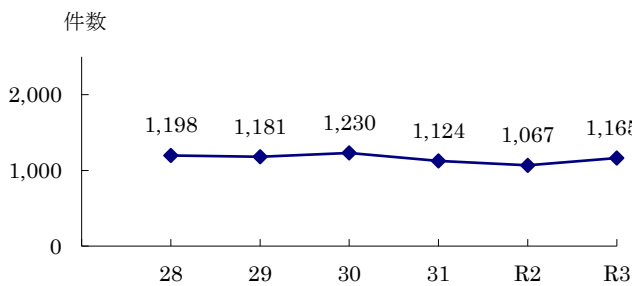


図7 医学的診断指導件数の推移

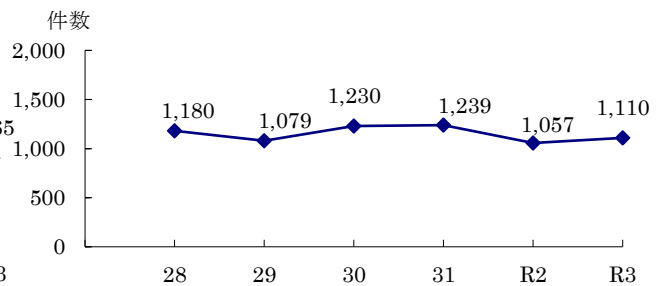


図8 心理診断指導件数の推移

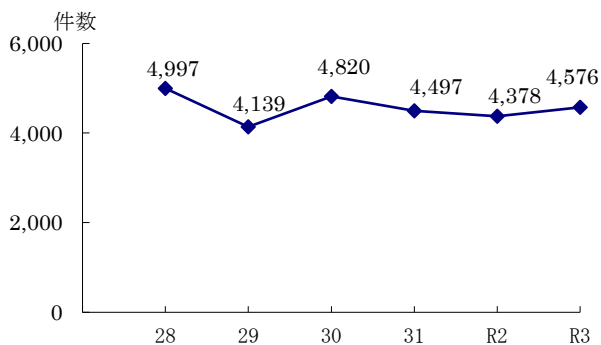


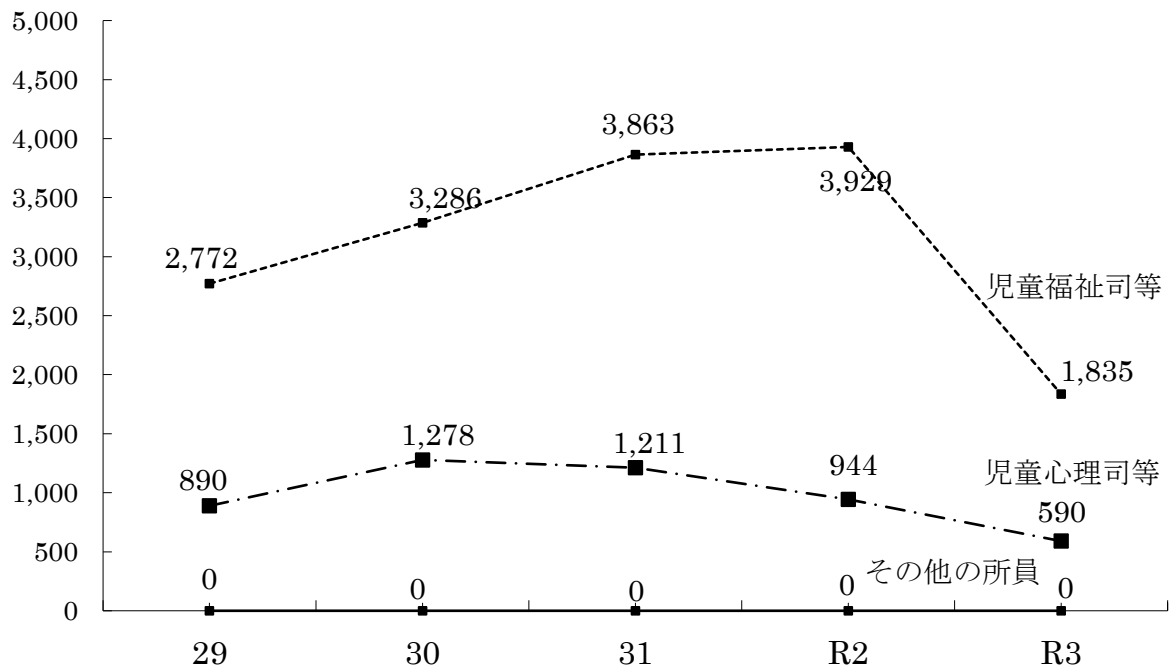
表23 判定書（証明書等）等の交付状況

児相	内容	判定書（証明書等）等の交付状況				合計
		特別児童 扶養手当 診断書	愛護手帳	障害児保 育意見書	その他 (福祉手当・障 害証明書等)	
中	央	1	194		121	316
弘	前	5	185		120	310
八	戸	20	234	1	164	419
五	所 川 原	20	75		48	143
七	戸	18	115		64	197
む	つ	5	88		72	165
合	計	69	891	1	589	1,550

表24 心理療法・カウンセリングの状況（六児相合計）

対象別	心理療法・カウンセリングの状況	
	児童心理司等	児童福祉司等
児 童	258	407
保 護 者	260	834
そ の 他	72	594
計	590	1,835

図9 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



### 3 一時保護業務

#### (1) 県内児童相談所の一時保護の状況

##### ア 実人員及び延日数

令和3年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は329人であり、前年度に比べ21人増となっている。

また、延日数の総数は7,923日であり、前年度と比べ52日増加している。

表25 一時保護の状況 (六児相)

児相別	年度	保護の内容	実人員	延日数
中央	2	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	22	490
		昼間一時保護	18	18
		保護委託	79	2,364
		計	119	2,872
	3	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	36	938
		昼間一時保護	10	11
保護委託		48	1,116	
計		94	2,065	
弘前	2	中央児相の一時保護	6	229
		所内保護	17	19
		保護委託	31	564
		計	54	812
	3	中央児相の一時保護	5	182
		所内保護	11	11
保護委託		29	677	
計		45	870	
八戸	2	中央児相の一時保護	24	747
		所内保護	3	3
		保護委託	62	2,188
		計	89	2,938
	3	中央児相の一時保護	23	773
		所内保護	6	6
保護委託		83	2,458	
計		112	3,237	
五所川原	2	中央児相の一時保護	3	149
		所内保護	1	1
		保護委託	12	265
		計	16	415
	3	中央児相の一時保護	3	79
		所内保護	3	3
保護委託		14	315	
計		20	397	
七戸	2	中央児相の一時保護	7	202
		所内保護	2	2
		保護委託	12	466
		計	21	670
	3	中央児相の一時保護	8	207
		所内保護	1	1
保護委託		20	464	
計		29	672	
むつ	2	中央児相の一時保護	5	90
		所内保護		
		保護委託	4	74
		計	9	164
	3	中央児相の一時保護	8	317
		所内保護	3	3
保護委託		17	254	
計		28	574	
合計	2	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	67	1,907
		所内保護(中央昼間分含む)	41	43
		保護委託	200	5,921
		計	308	7,871
	3	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	83	2,496
		所内保護(中央昼間分含む)	34	35
保護委託		211	5,284	
計		328	7,815	

## イ 相談種類別一時保護児童数

令和3年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が196人(58.9%)と最も多く、次いで養護(その他)が91人(27.3%)、育成が25人(7.5%)、非行が21人(6.3%)であり、養護が合計で287人(86.2%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が19人減、養護(その他)が34人増、非行が4人増、育成が6人増となっている。

延日数では、養護(児童虐待)が4,937日(62.3%)、養護(その他)が1,584日(20%)、育成が795日(10%)、非行が607日(7.7%)の順で、養護が合計で6,521日(82.3%)となっている。

表26 相談種類別一時保護児童数

児相別	年度	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (く犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
中央	2	実人員	100	7	107		5	7		119
		延日数	2,696	158	2,854		11	105		2,970
	3	実人員	52	32	84		4	6		94
		延日数	1,203	479	1,682		170	213		2,065
弘前	2	実人員	27	19	46		7	1		54
		延日数	574	173	747		63	2		812
	3	実人員	24	15	39		5	1		45
		延日数	441	303	744		96	30		870
八戸	2	実人員	58	20	78		3	8		89
		延日数	2,000	424	2,424		221	296		2,941
	3	実人員	74	27	101		5	11		117
		延日数	2,237	571	2,808		234	303		3,345
五所川原	2	実人員	9	6	15		1			16
		延日数	252	156	408		7			415
	3	実人員	9	8	17		2	1		20
		延日数	194	124	318		43	36		397
七戸	2	実人員	12	5	17		1	3		21
		延日数	458	99	557		36	77		670
	3	実人員	20	1	21		5	3		29
		延日数	474	9	483		64	125		672
むつ	2	実人員	9		9		1			10
		延日数	164		164		16			180
	3	実人員	18	8	26			2		28
		延日数	440	98	538			36		574
合計	2	実人員	215	57	272		17	19		308
		延日数	6,144	1,010	7,154		335	480		7,969
	3	実人員	197	91	288		21	24		333
		延日数	4,989	1,584	6,573		607	743		7,923



## (2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

### ア 実人員及び延日数等

令和3年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて83人であり、前年度と比べ16人増加している。個別に見ると、中央が14人、むつが3人、七戸が1人の増、弘前が1人、八戸が1人の減となっている。

延日数では県内六児童相談所で2,496日であり、前年度と比べて589日増加している。個別に見ると、中央が448日、むつ227日、七戸が5日の増、弘前が47日、八戸が26日、五所川原が70日の減となっている。

一日平均の一時保護人員は6.8人（前年度比1.6人増）、一人平均の一時保護日数は30.1日（前年度比1.6日増）となっている。

### イ 相談種別保護児童数

令和3年度に一時保護した児童の相談種別の実人員は、養護が50人（60.2%）[児童虐待は35人（42.2%）、その他は15人（18.1%）]、育成が18人（21.7%）、非行が15人（18.1%）の順となっている。また、延日数では、養護が1,294日（51.8%）[児童虐待は969日（38.8%）、その他は325日（13.0%）]、育成が623日（25.0%）、非行が579日（23.2%）の順となっている。

実人員では、前年度と比べ2人の減となっているが、個別に見ると養護が9人減、育成が2人増、非行が5人増となっている。

延日数では、前年度と比べ144日の減となっているが、個別に見ると養護が696日減、育成が187日増、非行が365日増となっている。

図10 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

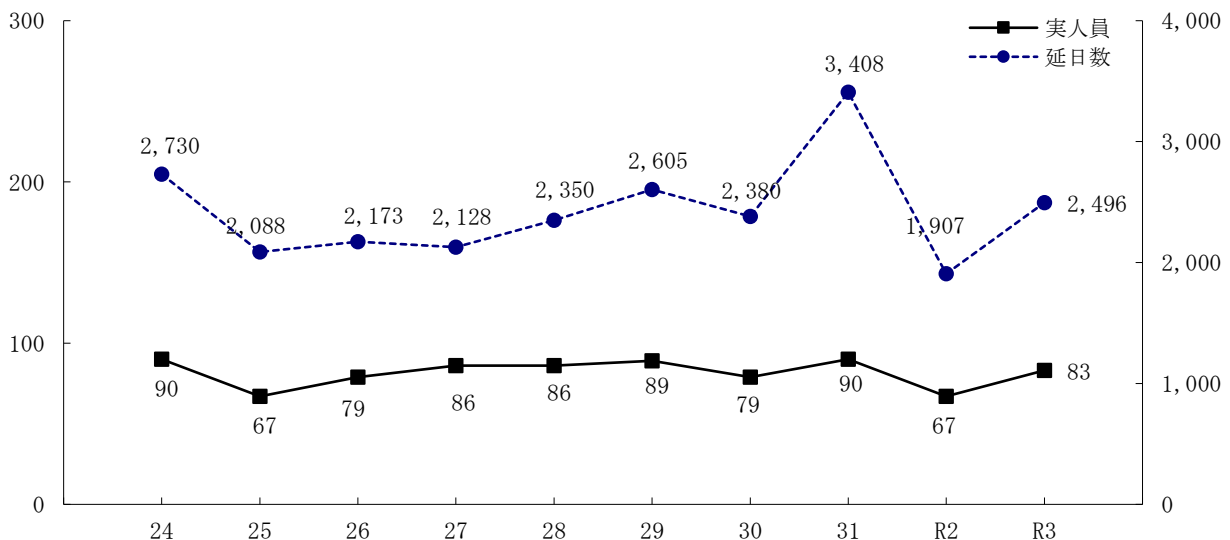


表27 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

児相別	年度	人員	養 護			障 害	非 行			育 成	保健・その他	合 計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
			児童虐待	その他	小 計		ぐ犯	触法	小 計					
中央	2	実人員	16	1	17		2		2	3		22	1.3	22.3
		延日数	424	2	426		6		6	58		490		
	3	実人員	14	13	27		2	1	3	6		36	2.6	26.1
		延日数	263	294	557		150	18	168	213		938		
弘前	2	実人員	3	1	4		1		1	1		6	0.6	38.2
		延日数	151	19	170		57		57	2		229		
	3	実人員	1		1		2	1	3	1		5	0.5	36.4
		延日数	71		71		58	23	81	30		182		
八戸	2	実人員	15	2	17		1		1	6		24	2.0	31.1
		延日数	409	54	463		54		54	230		747		
	3	実人員	12	2	14		2	1	3	6		23	2.1	33.6
		延日数	352	31	383		109	116	225	165		773		
五所川原	2	実人員	2	1	3							3	0.4	49.7
		延日数	98	51	149							149		
	3	実人員					2		2	1		3	0.2	26.3
		延日数					43		43	36		79		
七戸	2	実人員	2	3	5		1		1	1		7	0.6	28.9
		延日数	63	87	150		36		36	16		202		
	3	実人員	2		2		4		4	2		8	0.6	25.9
		延日数	49		49		62		62	96		207		
むつ	2	実人員	5		5							5	0.2	18.0
		延日数	90		90							90		
	3	実人員	7		7					1		8	0.9	39.6
		延日数	286		286					31		317		
合計	2	実人員	43	8	51		5		5	11		67	5.2	28.5
		延日数	1,235	213	1,448		153		153	306		1,907		
	3	実人員	36	15	51		12	3	15	17		83	6.8	30.1
		延日数	1,021	325	1,346		422	157	579	571		2,496		

## ウ 日数別一時保護児童数

令和3年度の日数別一時保護児童数は、29日～60日が30人(36.1%)と最も多く、次いで1日～7日の16人(19.3%)、8日～14日の13人(15.7%)などとなっている。

2週間を超えるものは54人(65.1%)と前年度と比べ2人の増となっている。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は8人(9.6%)であった。

表28 日数別一時保護児童数

児相別	年度	1日～7日	8日～14日	15日～21日	22日～28日	29日～60日	61日以上	合計
中央	2	6	2		3	11		22
	3	10	7	5	3	8	3	36
弘前	2		1	1		4		6
	3	1			1	2	1	5
八戸	2	2		6	6	8	2	24
	3	4	3	1	4	8	3	23
五所川原	2					3		3
	3	1				2		3
七戸	2	1	2	1		2	1	7
	3		3	1	1	2	1	8
むつ	2	1		2		2		5
	3					8		8
合計	2	10	5	10	9	30	3	67
	3	16	13	7	9	30	8	83

## エ 一時保護児童の退所先

令和3年度の一時保護児童の退所先のうち、その他が29人(43.3%、前年度比17人増)と最も多かった。次いで、家庭引取が23人(34.3%、前年度比18人減)、児童養護施設が9人(13.4%、前年度比15人減)、児童自立支援施設が4人(6.0%、前年度比1人減)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が1人(1.5%、前年度比2人減)、児童心理治療施設が1人(1.5%、前年度比2人減)の順となっている。

表29 一時保護児童の退所先の状況

児相別	年度	家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家裁送致	その他	合計
中央	2	8	3					11	22
	3	12	5	3	1	1		5	27
弘前	2	1	2	1				2	6
	3	3		1				1	5
八戸	2	5	3		1	1		14	24
	3	12	5	1			2	3	23
五所川原	2			1				2	3
	3	2						1	3
七戸	2	5		2					7
	3	5	2					1	8
むつ	2	4	1						5
	3	5				1		2	8
合計	2	23	9	4	1	1		29	67
	3	39	12	5	1	2	2	13	74

### (3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別委託一時保護の状況

令和3年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は215人で、前年度と比べて15人増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が136人(63.3%、前年度比5人減)、養護(その他)が68人(31.6%、前年度比23人増)、育成が7人(3.3%、前年度比1人減)、非行が4人(1.9%、前年度比2人減)の順となっている。

延日数の総数は5,391日で、前年度と比べて556日減少となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が3,943日(73.1%、前年度比862日減)、養護(その他)が1,251日(23.2%、前年度比459日増)、非行が25日(0.5%、前年度比151日減)、育成が172日(3.2%、前年度比2日減)の順となっている。

1人平均保護日数(延日数÷実人員)は25.1日で、前年度と比べて4.5日減少となっている。

表30 相談種類別委託一時保護児童数

児相別	年度	人員	児童虐待	養護その他	障害	非行	育成	その他	合計
中央	2	実人員	67	6		2	4		79
		延日数	2,157	156		4	47		2,364
	3	実人員	33	15					48
		延日数	935	181					1,116
弘前	2	実人員	16	14		1			31
		延日数	414	149		1			564
	3	実人員	14	14		1			29
		延日数	361	302		14			677
八戸	2	実人員	45	18		2	2		67
		延日数	1,614	370		164	66		2,214
	3	実人員	55	23		1	4		83
		延日数	1,789	526		7	136		2,458
五所川原	2	実人員	6	5		1			12
		延日数	153	105		7			265
	3	実人員	7	7					14
		延日数	192	123					315
七戸	2	実人員	8	2			2		12
		延日数	393	12			61		466
	3	実人員	17	1		1	1		20
		延日数	424	9		2	29		464
むつ	2	実人員	4						4
		延日数	74						74
	3	実人員	9	7			1		17
		延日数	152	97			5		254
合計	2	実人員	146	45		6	8	0	205
		延日数	4,805	792		176	174	0	5,947
	3	実人員	135	67		3	6	0	211
		延日数	3,853	1,238		23	170	0	5,284

## イ 委託先別委託一時保護の状況

令和3年度の委託先は、実人員227人のうち、児童福祉施設142人（62.6%、前年度比1人減）、里親49人（21.6%、前年度比5人増）、医療機関10人（4.4%、前年度比1人増、警察10人（4.4%、前年度比1人増）、その他16人（7.0%、前年度比13人減）、の順となっている。  
延日数の総数は5,402日で、児童福祉施設3,867日（71.6%、前年度比894日減）、里親974日（18.0%、前年度比415日増）、医療機関293日（5.4%、前年度比26日増）、その他250日（4.6%、前年度比97日減）、警察18日（0.3%、前年度比5日増）の順となっている。

表31 委託先別委託一時保護の状況

児相別	年度	人員	児童福祉施設	医療機関	里親	警察	その他	合計
中央	2	実人員	56	6	12	5		79
		延日数	2,079	210	69	6		2,364
	3	実人員	25		6	2	15	48
		延日数	756		129	2	229	1,116
弘前	2	実人員	28			3		31
		延日数	559			5		564
	3	実人員	27		2			29
		延日数	633		44			677
八戸	2	実人員	39		25		3	67
		延日数	1,448		419		347	2,214
	3	実人員	52	9	22			83
		延日数	1,430	285	743			2,458
五所川原	2	実人員	11	1	1			13
		延日数	236	5	24			265
	3	実人員	9		2	3		14
		延日数	271		38	6		315
七戸	2	実人員	5	2	4	1		12
		延日数	371	52	41	2		466
	3	実人員	16	1		2	1	20
		延日数	410	29		4	21	464
むつ	2	実人員	4		3			7
		延日数	68		6			74
	3	実人員	7		9	1		17
		延日数	185		65	4		254
合計	2	実人員	143	9	45	9	3	209
		延日数	4,761	267	559	13	347	5,947
	3	実人員	136	10	41	8	16	211
		延日数	3,685	314	1,019	16	250	5,284



## 第3 児童相談所の事業等

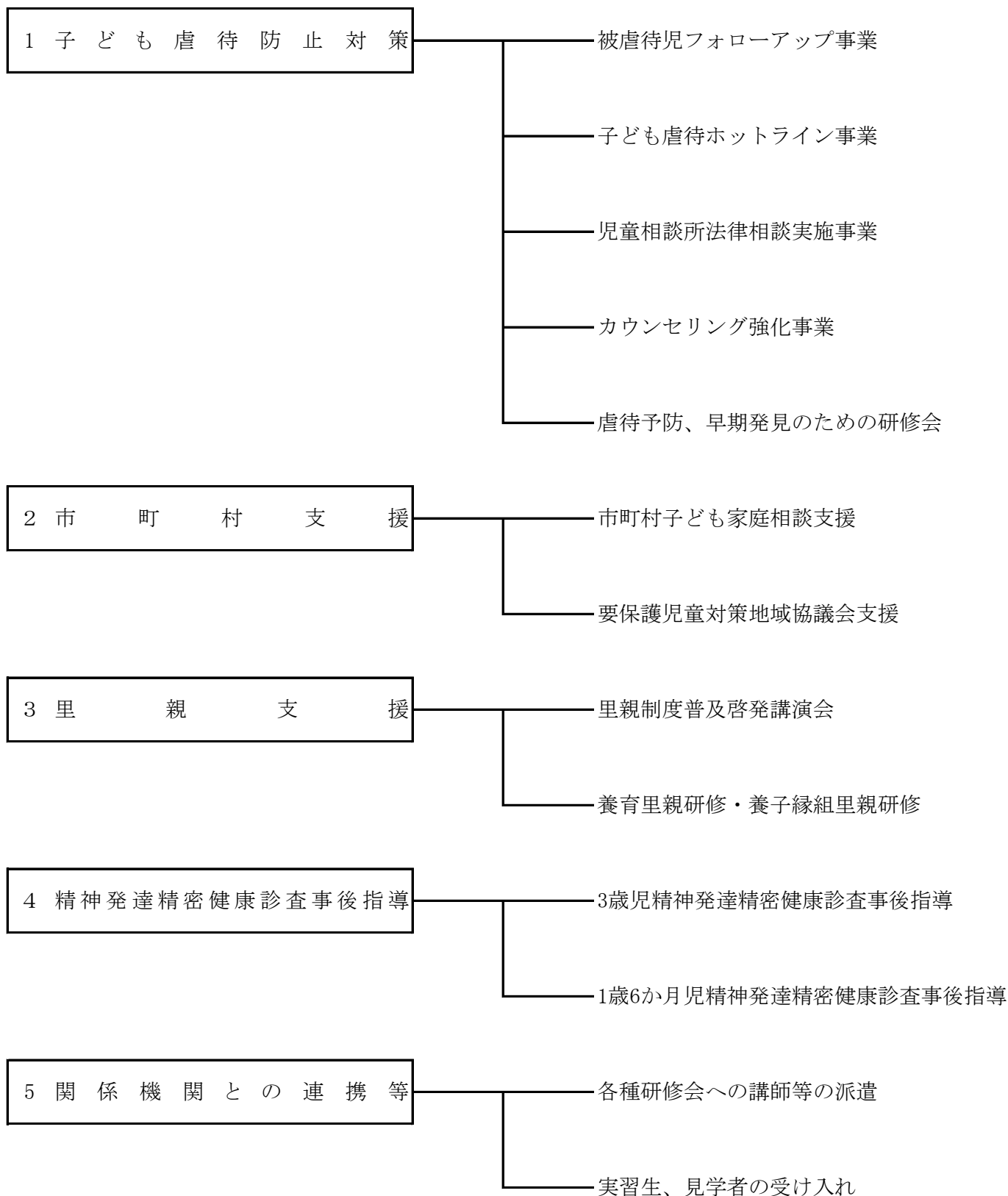




## 児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



# 1 子ども虐待防止対策

## (1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度に中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において、地域のニーズに合わせて施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

令和3年度の実績は下記のとおりである。

表32 児童福祉施設職員指導

児相	区分	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中	央	4	47	12	103
弘	前	2	11	24	36
八	戸	7	70	5	70
五	所	1	19	6	52
七	戸	3	37	6	37
む	つ	1	8	1	8

表33 被虐待児集団指導

児相	区分	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン 参加職員延人数
未実施					

表34 被虐待児親子指導

児相	区分	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中	央	1	12	12	12
弘	前	3	8	8	8
八	戸	90	106	149	127
七	戸	12	41	42	62
む	つ	3	12	14	14

表35 被虐待児個別指導

児相	区分	児童数	指導回数	スーパービジョン
				参加職員延人数
中	央	0	0	0
弘	前	12	110	129
八	戸	32	24	21
五	所川原	4	21	0
七	戸	1	1	0
む	つ	7	39	6

表36 被虐待児の保護者指導

児相	区分	保護者数	指導回数	指導延人数
中	央	73	268	431
弘	前	30	126	198
八	戸	36	35	36
五	所川原	7	22	31
七	戸	1	2	2
む	つ	30	163	208

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員4名が配置され、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表37 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	合計
件数	26		6	5			52		5			6	12	112

表38 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			7	2	8	5	4	4	2	1			21	12
性的虐待										1				1
心理的虐待	2	1	6	8	8	12	3	4	2	2	1	1	22	28
保護の怠慢・拒否	1		4	4	5	7	3	3			1		14	14
不明														
合計	3	1	17	14	21	24	10	11	4	4	2	1	57	55

(3) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続き上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

表39 児童相談所法律相談実施事業

年度	児 相	相談回数	内 容
31	弘 前	1	現在、通常学級に学籍のある児を養護学校に通学させることについて、親権者の同意が得られなかった場合の手続きについて
	八 戸	1	児童福祉法第28条第1項の申立中に同法33条の7に基づく親権停止審判及びその保全処分を申立てたケースについて
		1	国立児童自立施設での強制措置申立について
	七 戸	1	児童福祉法第28条について
		1	児童福祉法第28条の申し立て及び親権停止について
R2	中 央	3	児童虐待ケースの対応 (面接の同席、28条申立てに係る審問、28条却下後の対応)
	弘 前	2	未成年後見について
		3	法28条申立てに係る審問同席及び今後の対応について
		1	児童の施設入所後も養母が本児の遺族年金を管理することについて
		1	施設入所児童の養子縁組解消について
R3	実 施 な し		

※嘱託弁護士の法律相談への対応状況は、P21のとおりである。

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、令和2年度の実績は下記のとおりである。

表40 カウンセリング強化事業実施状況

区分		実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
児相			
中	央	31	62
弘	前	2	2
八	戸	20	23

(5) 虐待予防、早期発見のための研修会

①子ども虐待要保護児童対策研修会

地域ぐるみで被虐待児童をはじめとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、関係機関や一般県民を対象とした研修会を毎年県内2か所で開催している。

表41 子ども虐待要保護児童対策研修会実施状況

児相	実施年月日	研修名	会場	参加者数
むつ	R3.12.15	「子どもを育む家族の力」 ～虐待・DVを乗り越える・当事者視点の援助～	むつ市中央公民館	44
七戸	R4.1.31	令和3年度子ども虐待要保護児童対策研修会	(オンライン開催)	22

②その他の研修会

むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者支援セミナーなど)を開催している。

表42 その他の研修会実施状況

実施年月日	研修名	会場	参加者数
R3.8.6～R3.8.29	団士郎 家族漫画展	むつ市立図書館 展示ホール	期間中 自由鑑賞
R3.8.27	東日本・家族応援プロジェクトinむつ2021リモート お父さん応援セミナー	オンライン	31
R3.8.28	東日本・家族応援プロジェクトinむつ2021リモート 団士郎漫画トーク	オンライン	32

## 2 市町村支援

### (1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行っている。

表43 市町村子ども家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開 催 日 数	開催延時間数	延参加者数
中 央	5	4	7.5	19
八 戸	8	※新型コロナウイルス感染拡大のため中止		
七 戸	8	1	2.5	11

表44 市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
八 戸	8	※新型コロナウイルス感染拡大のため中止	
七 戸	8	8	相談の受理と処理、相談受付台帳、児童記録票等の整備、虐待通告受付票の作成、要保護児童対策地域協議会の開催運営状況
む つ	5	5	要保護児童対策地域協議会の運営、児童家庭相談の対応の流れ及び事務処理、虐待相談の対応、担当職員のスキルアップ等に関する助言

表45 市町村に対する技術的助言の状況

	件数
中 央	13
弘 前	26
八 戸	27
五 所 川 原	10
七 戸	121
む つ	5

### (2) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられている。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表46 要保護児童対策地域協議会実施状況

児 相	管内市町村数	設 置 済 市 町 村 数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース 検 討 会 議
中 央	5	5	5	15	37
弘 前	8	8	5	13	44
八 戸	8	8	7	29	10
五 所 川 原	6	6	3	8	18
七 戸	8	8	8	46	17
む つ	5	5	2	7	29

### 3 里親支援

#### (1) 里親制度普及啓発講演会

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。

表47 里親制度普及啓発講演会実施状況

令和元年～フォスタリング機関主催により実施
-----------------------

#### (2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」を実施している。

表48 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研 修 名	会 場	参 加 者 数
養育里親・養子縁組里親 登録前研修	<青森会場> アピオ青森、藤聖母園、青森福祉庁舎	9人
	<弘前会場> 弘前市民会館、弘前乳児院	8人
	<八戸会場> 三戸地方保健所、ひまわり乳児院、 あけぼの学園	13人
養育里親・養子縁組里親 基礎研修	<青森会場> 藤聖母園、アピオ青森	9人
	<弘前会場> 弘前愛成園、サンライフ弘前	8人
	<八戸会場> 三戸地方保健所、あけぼの学園	14人
養育里親更新研修	<青森会場> 青森福祉庁舎	3人
	<八戸会場> 三戸地方保健所	8人

## 4 精神発達精密健康診査事後指導

### (1) 1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査事後:

各市町村が行う精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）。

表49は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表49 1歳6か月児・3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

主 訴	相 談 児 童 数	診 断 名									
		正 常 ・ 正 常 範 囲	精 神 発 達 （ 遅 滞 の 問 題 ）	言 語 発 達 遅 滞	構 音 障 害	神 経 性 習 癖	社 会 性 の 未 熟	反 社 会 的 傾 向	自 閉 的 傾 向	そ の 他	保 留
言葉の遅れ	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
発音異常	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吃音	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神発達の遅れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
落ち着きがない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜尿・指しゃぶり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0



## 5 関係機関との連携状況

### (1) 各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派遣している。  
令和3年度の派遣状況は下記のとおりである。

#### 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
生徒指導主任・生徒指導主事研修講座	青森市	児童・生徒への虐待事案の早期発見・適切な対応について
人身安全関連事案対策専科教養	青森市	児童虐待の現状と対応上の留意事項等
初任者研修（特別支援学校）生徒指導基礎講座	青森市	安全安心な生活を支える児童相談所の機能
青森県職員主幹研修	青森市	メンタルヘルス
青森県職員主事・技師研修	青森市	メンタルヘルス
子供への緊急対応研修講座	青森市	発達や家庭環境に困難を抱えた子供への対応
弘前大学教育学部 キャリア形成の基礎B	弘前市	児童相談所のしごと

#### 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
弘前市立文京小学校	弘前市	愛着と愛着障害の理解
養育里親更新研修	青森市	発達心理学
大鰐町民生委員研修会	大鰐町	児童相談所からの講話
平川市民生委員研修会	平川市	コロナ禍での家族関係の変化や子どもへの対応について

#### 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
三八地域県民局地域健康福祉部新任職員研修	八戸市	児童相談所の概要
主幹研修	青森市	メンタルヘルス
あおもり家庭教育アドバイザー養成講座	青森市・八戸市	子どもを持つ親の気持ち・心
子供への緊急対応研修講座	オンライン	児童相談所の機能

### 七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
生徒指導担当指導主事会議	七戸町	児童相談所の役割と学校との連携について
十和田市子ども家庭相談担当者研修	十和田市	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方について
上北養護教員会秋季研修会	(書面開催)	児童相談所の役割と学校との連携について
四和小中合同校内研修	十和田市	愛着障害、被虐待児症候群他
三沢市児童虐待対応研修会	三沢市	児童虐待の通告や対応等について

### むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
出前トーク「子どもを虐待からまもるために」	佐井村	虐待の影響や児童虐待防止の取り組みについて

### (2)実習生、見学者の受け入れ

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者への案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。

#### 中央児童相談所

実習等名称等	参加人員	内容
社会福祉基礎実習Ⅱ(青森県立保健大学)	5日間4名	講義(児童相談所の業務)、所内見学(一時保護所も含む)、施設見学等
弘前大学教育学部学校教員養成課程	1名	児童相談所の概要説明、検査室・医務室等の施設見学
青森地方裁判所司法修習生体験修習	2名	児童相談所の概要説明、施設見学(一時保護所も含む)
県警察本部刑事部捜査第一課「性犯罪捜査専科」教養	17名	児童相談所の概要説明、施設見学(一時保護所も含む)

#### 弘前児童相談所

実習等名称等	参加人員	内容
弘前大学医学部心理支援学科	10	施設見学、業務概要の説明
福祉職等インターンシップ	1	業務概要の説明、業務体験ワーク、意見交換

#### 七戸児童相談所

実習等名称等	参加人員	内容
医師臨床研修	4	児童相談所の概要



---

## 児 童 相 談 (令和 3 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部  
こども女性相談総室 (青森県中央児童相談所)  
〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1  
TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175  
発 行 令和 5 年 3 月

---